

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

浦安市の平成25年の合計特殊出生率は、1.11と全国的にも依然として低い傾向にあり、少子化が進行しています。一方で、保育園の待機児童数は平成23年度、24年度に保育園を新設して一時的に減少したものの、今後も計画的な施設整備がさらなる潜在需要を喚起すると考えられ、増加することが見込まれます。

また、浦安市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長できるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実や、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であることから、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供するための環境づくりも求められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。

これらの法に基づき、浦安市で子どもを産みたい、子どもを育てていきたいと思えるような環境を築き、切れ目のない支援を行うために、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」を策定し、平成27年度から計画的に事業を進めてきました。

平成29年度に本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、見直しを行うこととしました。中間見直しを行うにあたり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行い、このニーズ調査の結果も踏まえ、内容を見直しています。計画の目標となる平成31年度に向けて、子ども・子育て支援に関する施策をさらに実効性をもって推進していきます。

### ◆子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法の成立  
(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)

#### ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- ・質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大、教育・保育の質的改善
- ・地域の子ども・子育て支援の充実

#### ■子ども・子育て支援新制度を推進するための共通の仕組み

##### ○基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定、給付・事業を実施
- ・国、都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

##### ○社会全体による費用負担

- ・社会保障の分野の1つとして「子育て」を位置づけ、消費税率引き上げによる增收から確保する0.7兆円程度を含めた1兆円超程度を恒久財源として確保

##### ○政府の推進体制・財源を一元化

- ・制度ごとにばらばらな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化
- ・「施設型給付」、「地域型保育給付」の創設

##### ○子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当時者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして「子ども・子育て会議」を設置
- ・基礎自治体は「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務

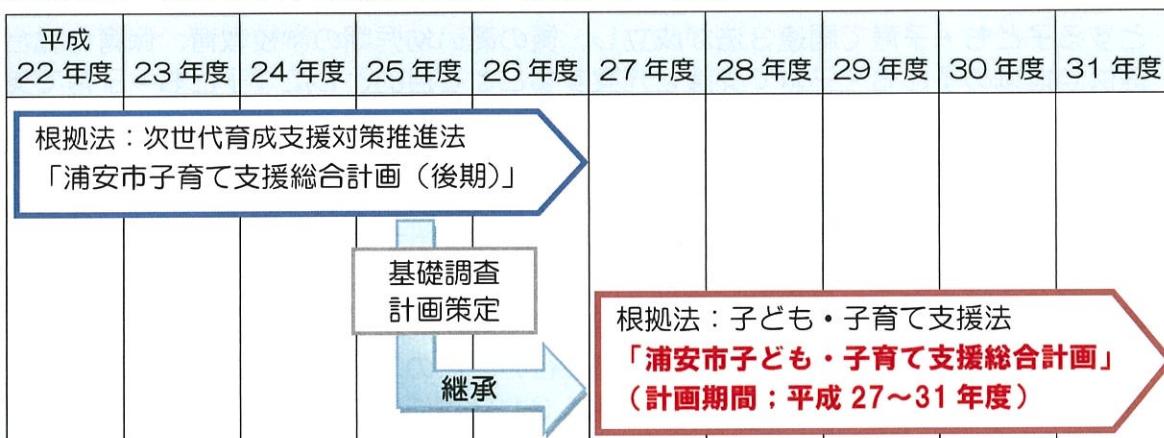
## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

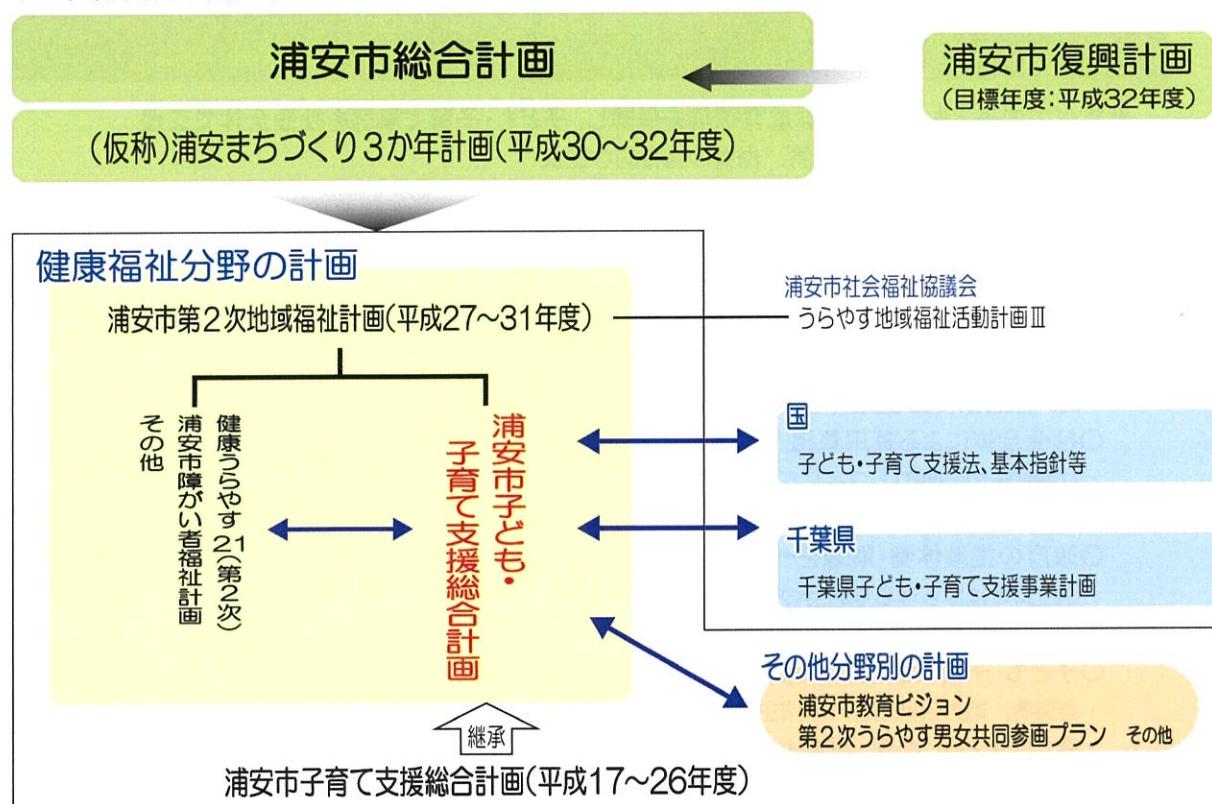
また、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度に策定を行い、平成22年度より後期計画期間として推進を図ってきた「浦安市子育て支援総合計画（後期）」が平成26年度をもって計画期間が終了したことから、「浦安市子育て支援総合計画」の内容を引き継ぐ計画として位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を推進していきます。

さらに、本市の上位計画である「浦安市総合計画」や保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援を進める計画とします。

### ◆本計画と「浦安市子育て支援総合計画（後期）」の関係



### ◆上位計画及び関連する分野別計画

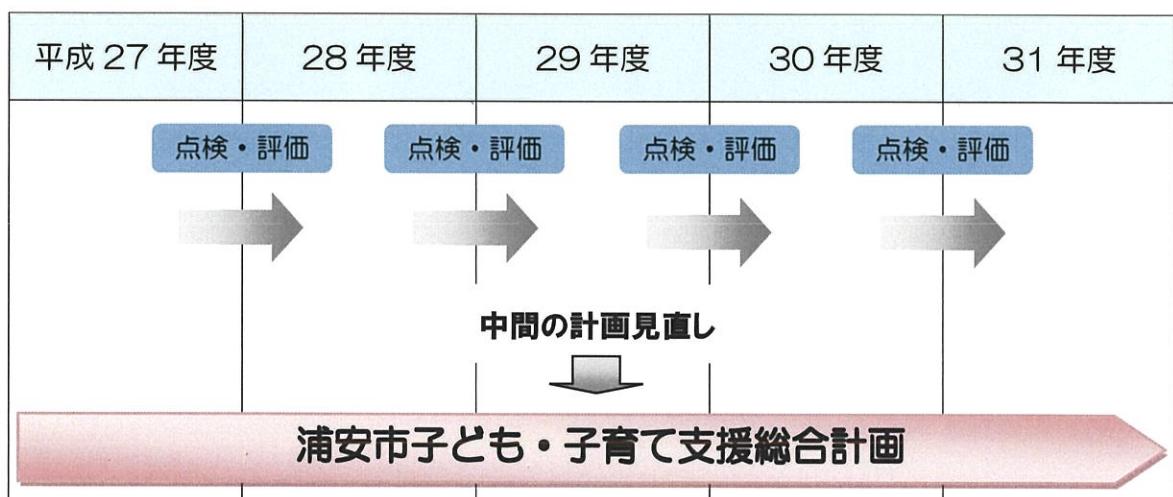


### 3 計画の対象

本計画は、浦安市に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

### 4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を1期として策定しています。今回の見直しは、平成31年度までの5年間の計画の中間見直しとして行うもので、平成30年度から見直した内容で計画の推進を行います。



### 5 計画の策定

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「浦安市子ども・子育て会議」を設置して検討を行ったほか、計画策定や中間見直しに伴う基礎調査を実施し、アンケート調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### ＜基本的事項（必須事項）＞

#### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

浦安市では、市域全体をそのまま教育・保育提供区域として捉え、1区域に設定し、計画期間である平成27年度から平成31年度における市域全体の需要量(量の見込み)を推計し、この需要に対する供給量とその方法(確保方策)を定めます(中間見直しでは、区域の見直しはありません)。

#### 2 幼児期の学校教育・保育の充実

##### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

市では、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、計画策定に係る基礎調査(平成25年10月実施)の結果を活用し、下表の認定区分別に定めます。また、中間見直しでは、量の見込み(計画)と認定数(実績)に10%以上のかい離がある場合には、平成30年度以降の量の見込みを見直ししています。

##### ◆認定区分と対象児童・施設

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望	認可幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可幼稚園、認可保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業

##### ◆コラム「子育て安心プラン」

厚生労働省が発表した「子育て安心プラン」は、平成30年度以降も喫緊の課題である待機児童解消のための取り組みを一層強化し、推進していくため、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿整備を2020年度末までに前倒しして実施していくものです。

平成29年12月に示された実施方針も踏まえて、今回の見直しを行っています。  
本計画書には平成31年度までの計画を掲載しています。

平成 27 年度から平成 31 年度までの計画期間における就学前児童（0歳から5歳まで）の人口推計及び幼児期の学校教育・保育の量の見込みは下表のとおりです。

#### ◆就学前児童の人口推計（人）

年齢	24年度 (実績値)	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	1,428	1,256	1,374	1,362	1,351	1,370	1,363
1歳	1,551	1,394	1,390	1,384	1,367	1,349	1,407
2歳	1,589	1,543	1,250	1,393	1,381	1,384	1,362
3歳	1,627	1,569	1,375	1,273	1,405	1,415	1,388
4歳	1,611	1,614	1,534	1,399	1,286	1,445	1,418
5歳	1,762	1,616	1,571	1,564	1,418	1,342	1,445
合計	9,568	8,992	8,494	8,375	8,208	8,305	8,383

※平成 24・25 年度は実績値であり、住民基本台帳より引用

※平成 30・31 年度人口は、平成 29 年度に見直した推計値に修正

#### ◆幼児期の学校教育・保育の量の見込み（人）

	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
<b>1号認定</b>								
3-5歳の人口推計	4,729	4,480	4,236	4,109	4,085	4,140	→	4,202
量の見込み	2,453	2,204	1,989	1,862	1,838	1,893	→	2,035
<b>2号認定</b>								
3-5歳の人口推計	4,729	4,480	4,236	4,109	4,085	4,140	→	4,202
量の見込み	1,624	1,968	1,968	1,968	1,968	1,968	→	2,050
<b>3号認定</b>								
0-2歳の人口推計	4,028	4,014	4,139	4,099	4,046	4,010	→	4,103
量の見込み	1,012	1,205	1,297	1,392	1,476	1,564	→	1,753
								4,132

## (2) 提供体制の確保、内容、実施時期

設定した量の見込みに対し、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制、確保内容及び実施時期（確保方策）を認定区分別に設定します。

### ◆ 1号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望	認可幼稚園、認定こども園

### ◆ 1号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

	1号認定	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
	人口推計（3-5歳）	4,729	4,480	4,236	4,109	4,085	4,140	→	4,202 4,251
	①量の見込み	2,453	2,204	1,989	1,862	1,838	1,893	→	2,035 1,970
② 確保 方 策	幼稚園、 幼稚園型こども園 (特定教育・保育施設)	-	1,520	1,276	1,149	1,125	1,180	→	1,204 1,254
	確認を 受けない 幼稚園 ※	-	845	845	845	845	845	→	845 845
	① - ②	-	-161	-132	-132	-132	-132	→	-14 -129

### 確保方策の内容

地域の状況や小規模保育卒園児に対応するため、幼稚園型認定こども園や3年保育を実施する園を追加します。

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことといいます。

なお、「確認を受けない幼稚園」は、平成27年度以降の計画期間内において、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

## ◆ 2号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可幼稚園、認可保育園、認定こども園

## ◆ 2号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

2号認定	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
人口推計（3-5歳）	4,729	4,480	4,236	4,109	4,085	4,140 →	4,202	4,251
①量の見込み	1,624	1,968	1,968	1,968	1,968	1,968 →	2,050	2,165
② 確保 方 策	幼稚園型認定こども園 幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)	-	334	334	334	334 →	404	429
	認可保育園 (特定教育・保育施設)	-	1,566	1,626	1,662	1,647 →	1,845	1,926
	確認を受けない 幼稚園 ※	-	70	70	70	70 →	0	0
	認証保育園	-	49	20	0	0 →	0	0
	① - ②	-	-51	-82	-98	-83 →	-199	-190

### 確保方策の内容

認可外保育園を認可保育園に移行、公立幼稚園を認定こども園に移行する他、認可保育園の整備を進めます。

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことをいいます。

なお、「確認を受けない幼稚園」は、平成27年度以降の計画期間内において、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

### ◆ 3号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業

### ◆ 3号認定の量の見込みに対する確保方策（人）

② 確保 方策	3号認定 (0歳)	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
	人口推計 (0歳)	1,324	1,374	1,362	1,351	1,352	1,348 →	1,370	1,363
	①量の見込み	225	260	293	326	360	391 →	360	391
② 確保 方策	幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)	-	3	3	3	3	3 →	3	3
	認可保育園 (特定教育・保育施設)	-	295	315	325	335	355 →	331	361
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業) ※	-	10	10	10	16	28 →	14	26
	認証保育園	-	4	4	4	6	6 →	15	15
	① - ②	-	-52	-39	-16	0	-1 →	-3	-14

② 確保 方策	3号認定 (1-2歳)	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
	人口推計 (1-2歳)	2,704	2,640	2,777	2,748	2,694	2,662 →	2,733	2,769
	①量の見込み	787	945	1,004	1,066	1,116	1,173 →	1,393	1,440
② 確保 方策	幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)	-	66	66	66	66	66 →	66	66
	認可保育園 (特定教育・保育施設)	-	885	925	949	969	1,009 →	1,055	1,155
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業) ※	-	28	28	28	40	64 →	28	92
	認証保育園	-	63	63	63	61	34 →	80	127
	① - ②	-	-97	-78	-40	-20	0 →	164	0

#### 確保方策の内容

認可外保育園を認可保育園に移行するとともに、認可保育園の整備を進めます。  
また、認証保育園の募集をします。

※上記の「特定地域型保育事業」とは、待機児童の多い0～2歳児を主な対象とした少人数の子どもを保育する事業で、以下の4種類があります。

- ・ 小規模保育：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス
- ・ 家庭的保育（保育ママ）：利用定員5人以下で保育ママの居宅などで家庭的な雰囲気で行う保育サービス
- ・ 事業所内保育：会社の事務所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育するサービス
- ・ 居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

## ◆幼児期の学校教育・保育（1号認定・2号認定・3号認定）の確保方策 総括（人）

	年度	平成27年度			28年度			29年度											
		認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号								
	人口推計（B）		4,480		4,014		4,236		4,139		4,109		4,099						
	①量の見込み（A）		2,204		1,968		1,205		1,989		1,968		1,297		1,862		1,968		1,392
	需要率（B/A）：%		49.2		43.9		30.0		47.0		46.5		31.3		45.3		47.9		34.0
② 確 保 方 策	認可保育園、幼稚園、認定こども園 (特定教育・保育施設)		1,520		1,900		1,249		1,276		1,960		1,309		1,149		1,996		1,343
	確認を受けない幼稚園		845		70		-		845		70		-		845		70		-
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)		-		-		38		-		-		38		-		-		38
	認証保育園		-		49		67		-		20		67		-		0		67
	① - ②		-161		-51		-149		-132		-82		-117		-132		-98		-56

	年度	平成30年度			31年度			【当初計画】					
		認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
	人口推計（B）		4,085		4,046		4,140		4,010				
	①量の見込み（A）		1,838		1,968		1,476		1,893		1,968		1,564
	需要率（B/A）：%		45.0		43.9		36.5		45.7		46.5		39.0
② 確 保 方 策	認可保育園、幼稚園、認定こども園 (特定教育・保育施設)		1,125		1,981		1,373		1,180		1,996		1,433
	確認を受けない幼稚園		845		70		-		845		70		-
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)		-		-		56		-		-		92
	認証保育園		-		0		67		-		0		40
	① - ②		-132		-83		-20		-132		-98		-1

	年度	平成30年度			31年度			【見直し後】					
		認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
	人口推計（B）		4,202		4,103		4,251		4,132				
	①量の見込み（A）		2,035		2,050		1,753		1,970		2,165		1,831
	需要率（B/A）：%		48.4		48.8		42.7		46.3		50.9		44.3
② 確 保 方 策	認可保育園、幼稚園、認定こども園 (特定教育・保育施設)		1,204		2,249		1,455		1,254		2,355		1,585
	確認を受けない幼稚園		845		0		-		845		0		-
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)		-		-		42		-		-		118
	認証保育園		-		0		95		-		0		142
	① - ②		-14		-199		161		-129		-190		-14

### 3 地域子ども・子育て支援事業の充実

幼児期の学校教育・保育のほか、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、下表の事業を展開、充実します。なお、地域子ども・子育て支援事業の対象事業の範囲は、子ども・子育て支援法で定められています。

#### ◆地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	担当課	事業内容
利用者支援事業	こども課 母子保健課	市が独自に養成した子育てケアマネジャーが、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、保健師と一緒に産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。
地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課 こども課	認可保育園に併設されている子育て支援センターやつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。
一時預かり事業 預かり保育 その他一時預かり	保育幼稚園課 こども課	幼稚園、幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。
乳児家庭全戸訪問事業	母子保健課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。
養育支援訪問事業	こども家庭支援センター	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。
ファミリー・サポート・センタ一事業	こども課	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。
子育て短期支援事業	こども課	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり保育を行います。
延長保育事業	保育幼稚園課	認可保育園で、基本の保育時間を超えて子どもの預かりを行います。
病児・病後児保育事業	保育幼稚園課 こども課	病気や病気の回復期のため、集団保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。
放課後児童健全育成事業	青少年課	保護者が就労等により専門家庭にいない場合などに、小学校区ごとに設置した施設で子どもの生活の場を提供します。
妊婦健康診査	母子保健課	妊娠期の母子の健康や安全を確保するため、妊娠期間中に合計14回まで、医療機関で健診を受けることができます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業		生活保護受給者世帯の子どもが特定教育・保育施設の利用をする際に、必要とされる日用品・文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の補助を行います。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育士OB等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期（確保方策）を以降のとおり設定します。

### ①利用者支援事業

市が独自に養成した子育てケアマネジャーが、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、保健師と一緒に産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。

#### ◆量の見込み、確保方策

利用者支援	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
量の見込み (子育て相談件数)	455	487	514	541	566	585 →	389	384
量の見込み (子育てケアプラン作成件数)	-	4,262	4,249	4,227	4,208	4,205 →	4,054	4,105

#### 確保方策の内容

市で独自に養成している子育てケアマネジャーによる子育て相談の 24 時間受付並びに妊娠・出産から子育て支援までの切れ目のない支援の中核となる産前産後の保護者を主な対象とした子育てケアプランの作成を引き続き行います。

#### ◆用語解説

##### 子育てケアマネジャー

平成 18 年度より浦安市で独自に実施している「子育て・家族支援者養成講座」により養成した相談員であり、子育てに関する全般的な相談や相談内容に応じて関係機関と連携を取り、担当機関を案内するワンストップサービスを行うほか、子育てケアプランの作成を行っています。

##### 子育てケアプラン

平成 26 年度より、浦安市が少子化対策事業の一環として、独自に行っている事業です。対象は、主に産前産後の保護者としており、子育てケアマネジャーと保健師が保護者との面談を通じて、母子健康手帳交付時に1回目、出産前後に2回目、お子さんが1歳を迎える時に3回目のケアプランを作成します。

1回目のケアプランでは、妊娠時期の公的支援のほか、出産に向けての目標や自分でできること、家族の支援などを検討し、一人ひとりにあったプランを作成します。

2回目以降のケアプランでは、本人の就労希望の有無を伺い、利用できる事業やサービスを検討し、一人ひとりにあったプランを作成します。

## ②地域子育て支援拠点事業

認可保育園に併設されている子育て支援センターや「つどいの広場」で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。

### ◆量の見込み、確保方策

地域子育て支援 拠点事業	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
量の見込み (人日)	85,564	83,312	85,916	85,092	83,994	83,236 →	90,776	91,492
確保方策（箇所）	11	11	11	11	11	11 →	11	11

### 確保方策の内容

各施設がそれぞれの特色を活かし、利用者の確保に努めます。

### ◆地域子育て支援拠点一覧（平成30年5月1日予定）



地域子育て支援拠点 11 施設

#### 子育て支援センター

- 地域子育て支援センター
- ・高洲保育園
- ・海園の街保育園
- ・弁天保育園
- ・浦安駅前保育園
- ・入船北保育園
- ・しおかぜ保育園
- ・ポピンズナーサリースクール新浦安
- ・愛和元町保育園

#### つどいの広場

- ・明海つどいの広場
- ・堀江つどいの広場

### ③一時預かり事業

幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。

#### 1) 幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園型認定こども園の教育時間の前後に家庭的な雰囲気の中で預かります。

#### ◆量の見込み、確保方策

	預かり保育	25年度 (実績値)	【当初計画】				【見直し後】		
			27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	31年度	
① 見 量 込 み	1号認定による利用(人日)	33,898	33,513	31,686	30,736	30,558	30,968	→	15,403
	2号認定による利用(人日)	48,927	48,092	45,470	44,107	43,851	44,440	→	32,224
② 方 確 策 保	(人日)	-	101,260	101,260	101,260	101,260	101,260	→	72,275
	(箇所)	11	13	13	13	13	13	→	9
① - ② (人日)		-	-19,655	-24,103	-26,417	-26,851	-25,851	→	-24,648
									-30,001

\* 当初計画では私立幼稚園が「子ども・子育て支援新制度」の幼稚園又は、認定こども園へ移行すると見込んで確保方策の算出をしました。現在、新制度への移行が進んでいないことから、本事業の確保方策から除外したため、人數・箇所数が減となりました。なお、本事業から除外となつた私立幼稚園では在園児を対象とした「預かり保育」を実施しているところです。そのため、計画上の受け入れ人数は少なくなつておりますが、公立・私立を含めた受け入れ人數は当初計画同様に確保しています。

#### 確保方策の内容

園全体の状況を見極め、一時預かり事業の調整を図ります。

#### ◆預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園一覧（平成30年5月1日予定）



預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園・幼稚園 9施設

#### 公立幼稚園型認定こども園

- ・若草認定こども園
- ・みなみ認定こども園
- ・北部認定こども園
- ・堀江認定こども園
- ・美浜南認定こども園
- ・舞浜認定こども園
- ・美浜北認定こども園
- ・明海認定こども園
- ・見明川認定こども園

## 2)保育園・幼稚園・一時預かり専用施設で実施する一時預かり、ファミリー・サポート・センター（就学前）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

### ◆量の見込み、確保方策

		25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】		
その他一時預かり			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度	
①量の見込み（人日）		20,719	21,820	21,865	21,909	21,955	22,006 →	33,069	33,380	
②確保方策	保育園・幼稚園・一時預かり専用施設での一時預かり	(人日)	-	34,912	39,712	44,512	49,312	49,312 →	41,405	41,405
	(箇所)	9	14	15	16	17	17 →	16	16	
	ファミリー・サポート・センター（就学前）	(人日)	-	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100 →	3,250	3,300
	(箇所)	1	1	1	1	1	1 →	1	1	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		(人日)	-	182	182	182	182	182 →	90	90
(箇所)		(箇所)	1	1	1	1	1 →	1	1	
① - ②（人日）		-	-16,974	-21,829	-26,685	-31,539	-31,588 →	-11,676	-11,414	

### 確保方策の内容

#### 保育園・幼稚園・一時預かり専用施設での一時預かり

実施可能な新規開設園等で一時預かり事業を拡大します。

#### ファミリー・サポート・センター事業（就学前）

提供体制の供給量と質の充実を図るとともに、未登録会員や依頼会員への事業周知を十分に行い、事業を実施します。

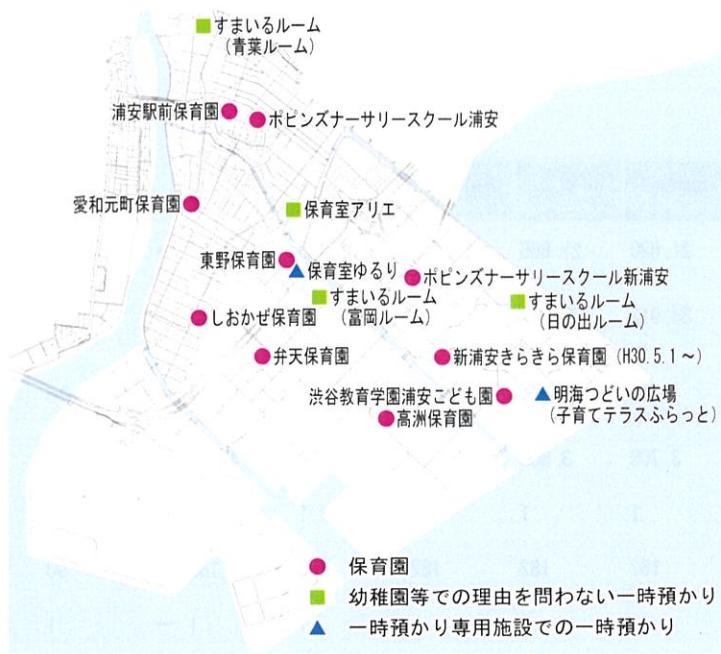
#### 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

現在の提供体制を維持して引き続き実施する一方で、現在の実施地が利用者にとって遠方であることから、実施先の変更を検討し、利便性の向上を図ります。

### ◆事業一覧・概要

事業名	実施場所	内容
保育園で実施する一時預かり（一時保育）	施設	週1～3日の範囲内の継続的な就労、病気やけがで入院・通院するなど、家庭での保育や育児が困難になる方、保護者の私的 lý由により保育を必要とする方が利用できる事業。
幼稚園等で実施する一時預かり（短時間の一時預かり）	施設	主にリフレッシュを目的とした、短時間の保育を希望する方を対象に、預ける理由を問わず保育を行う事業。
一時預かり専用施設で実施する一時預かり	施設	主に在宅で子育てをしている方などを対象に、預ける理由を問わず保育を行う事業。
ファミリー・サポート・センター（就学前）	居宅等	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により居宅等でお子さんを一時的に預かる事業。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	施設	児童福祉施設等で保護者に代わり保育を実施する事業。

### ◆一時預かり実施施設一覧（平成30年5月1日予定）



一時預かり実施施設 16 施設  
(保育園・幼稚園・一時預かり専用施設)

#### 保育園

- ・東野保育園
- ・高洲保育園
- ・弁天保育園
- ・浦安駅前保育園
- ・しおかぜ保育園
- ・ポビンズナーサリースクール新浦安
- ・愛和元町保育園
- ・渋谷教育学園浦安こども園
- ・ポビンズナーサリースクール浦安
- ・新浦安きらきら保育園

#### 幼稚園等での理由を問わない一時預かり

- ・すまいるルーム (富岡ルーム)
- ・すまいるルーム (日の出ルーム)
- ・すまいるルーム (青葉ルーム)
- ・保育室アリエ

#### 一時預かり専用施設での一時預かり

- ・保育室ゆるり
- ・明海つどいの広場 (子育てテラスふらっと)

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。

### ◆量の見込み、確保方策

乳児家庭 全戸訪問事業	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
量の見込み (赤ちゃん訪問：人)	1,255	1,374	1,362	1,351	1,352	1,348 →	1,370	1,363
量の見込み (母子保健推進員の 訪問：人)	1,232	1,374	1,362	1,351	1,352	1,348 →	1,370	1,363
訪問率 (%)	92.4	100	100	100	100	100 →	100	100

#### 確保方策の内容

実施体制（職員人数）：個人委託助産師及び保健師8名、母子保健推進員35名  
実施機関：健康福祉部健康増進課

## ⑤養育支援訪問事業

家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。

### ◆量の見込み、確保方策

養育支援 訪問事業	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
量の見込み (訪問世帯数：世帯)	26	40	40	40	50	50 →	50	50
量の見込み (延べ訪問世帯数：世帯)	167	180	180	180	200	200 →	250	250

### 確保方策の内容

実施体制（職員人数）：こども家庭支援センター職員9名  
実施機関：こども部こども家庭支援センター

## ⑥ファミリー・サポート・センター（就学児）

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望をする人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。

### ◆量の見込み、確保方策

ファミリー・サポート ・センター（就学児）	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
①量の 見込み	低学年（人日）	1,351	1,344	1,338	1,331	1,324	1,318 →	2,177
	高学年（人日）	222	238	255	273	293	314 →	357
②確保方策（人日）	-	1,720	1,760	1,800	1,324	1,318 →	2,600	2,600
① - ②（人日）	-	-138	-167	-196	293	314 →	-66	-143

### 確保方策の内容

提供体制の供給量と質の充実を図るとともに、未登録会員や依頼会員への事業周知を十分に行い、事業を実施します。

### ◆会員数（平成29年3月31日現在）

まかせて会員	おねがい会員	どっちも会員	合計
365人	1,875人	198人	2,438人

## ⑦子育て短期支援事業(こどもショートステイ)

保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり施設において保育を行います。

平成30年4月現在、市川市の児童福祉施設で実施しています。

### ◆量の見込み、確保方策

子育て短期支援事業	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
①量の見込み（人日）	23	250	246	241	238	239 →	107	108
②確保方策（人日）	-	365	365	365	365	365 →	359	359
① - ②（人日）	-	-115	-119	-124	-127	-126 →	-252	-251

#### 確保方策の内容

現在の提供体制を維持して引き続き実施する一方で、現在の実施地が利用者にとって遠方であることから、実施先の変更を検討し、利便性の向上を図ります。

実施可能日数は、年末年始を除く359日とします。

## ⑧延長保育事業

認可保育園において、保護者の就労形態、通勤時間などにより、基本保育時間内にお迎えができない場合、基本保育時間の前後に保育時間を延長して子どもを預かります。

### ◆量の見込み、確保方策

延長保育事業	25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	31年度
量の見込み（人）	1,574	1,907	1,936	1,986	2,077	2,207 →	2,468	2,629
確保方策 （人）	-	1,925	1,970	2,025	2,133	2,282 →	3,231	3,442
（箇所）	18	24	24	24	24	24 →	30	34

#### 確保方策の内容

保育標準時間と保育短時間を見直すことにより、新たな延長保育時間を設定します。また、新規開設園でも延長保育を実施します。

## ⑨病児・病後児保育事業

病気や病気回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病児・病後児）を病院や保育園に併設された施設で預かります。

### ◆量の見込み、確保方策

		病後児保育事業 25年度 (実績値)	【当初計画】					【見直し後】	
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	31年度
①	量の見込み（人日）	449	683	683	685	682	686 →	1,833	1,842
② 確保 方策	病後児保育事業 【病院・保育園 併設型】 (人日)	-	3,132	3,132	3,132	3,132	3,132 →	1,960	1,960
	(箇所)	2	3	3	3	3	3 →	2	2
	病児保育事業 【病院併設型】 (人日)	-	-	-	-	-	- →	2,940	2,940
	(箇所)	-	-	-	-	-	- →	2	2
③ 確保 方策	ファミリー・ サポート・センター 【病後児】 【居宅型】 (人日)	-	70	70	70	70	70 →	-	-
	(箇所)	1	1	1	1	1	1 →	-	-
① - ② (人日)		-	-2,519	-2,519	-2,517	-2,520	-2,516 →	-3,067	-3,058

### 確保方策の内容

#### 病後児保育事業

引き続き保育園併設の2施設で病後児保育事業を実施します。

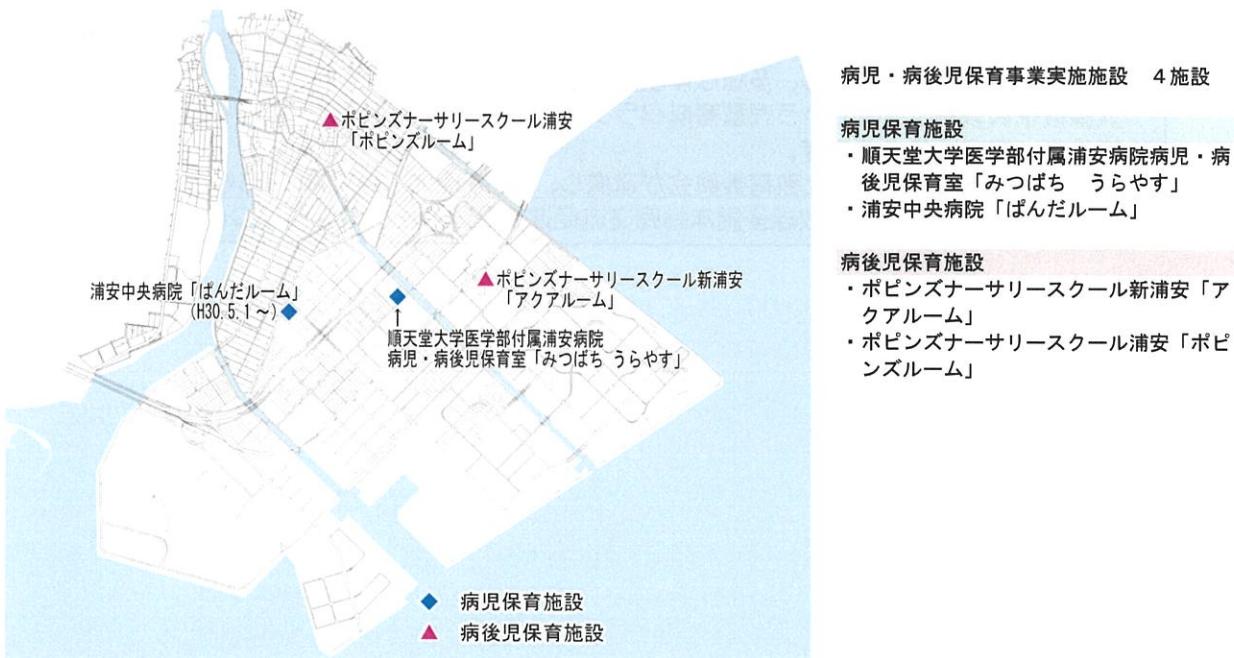
#### 病児保育事業

順天堂大学医学部附属浦安病院での病児・病後児保育事業の開始、及び浦安中央病院病後児保育室を病後児対応型から病児・病後児対応型へ変更するため協議します。

#### ファミリー・サポート・センター事業（病後児）

病院併設型の病児保育開設に伴い、平成30年度以降居宅型である当事業は終了します。

### ◆病児・病後児保育事業実施施設一覧（平成30年5月1日予定）



## ⑩放課後児童健全育成事業

雇用保護者が留守となる家庭の児童及び小学校6年生までの療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする児童を対象として、小学校区ごとに設置した児童育成クラブで放課後児童支援員のもと、放課後に支援を行います。

### ◆量の見込み、確保方策

放課後児童 健全育成事業	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	【当初計画】		【見直し後】	
						30年度	31年度	30年度	31年度
6-8歳の人口推計（人）	4,911	4,771	4,750	4,543	4,238 →	4,515	4,296		
9-11歳の人口推計（人）	5,345	5,228	5,084	5,008	4,819 →	4,972	4,818		
①量の見込み	低学年（人）	1,557	1,531	1,518	1,441	1,327 →	1,879	1,843	
	高学年（人）	540	541	515	512	495 →	470	460	
需要率：低学年（%）	31.7	32.1	32.0	31.7	31.3 →	41.6	42.9		
需要率：高学年（%）	10.1	10.3	10.1	10.2	10.3 →	9.5	9.5		
②確保方策	低学年（人）	1,557	1,531	1,518	1,441	1,327 →	1,915	1,916	
	高学年（人）	461	491	499	549	567 →	479	478	
① - ②（人）		79	50	16	-37	-72 →	-45	-91	

### 確保方策の内容

優先度の高い低学年及び高学年のうち、4年生並びに全ての障がい児の受け入れ体制を確保します。

また、その他の5・6年生の入会需要に対しては、別途専用の部屋の確保や安心して過ごせる環境や運営体制が必要であることから、小学校の余裕教室の活用や異年齢児交流促進事業の実施、児童センターの整備、各公民館事業の充実を図り、放課後の居場所づくりを進めます。

### ◆コラム「放課後子ども総合プラン」

厚生労働省及び文部科学省が発表した「放課後子ども総合プラン」は、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室（本市でいう児童育成クラブ及び放課後異年齢児交流促進事業）の計画的な整備等について定めるものです。

今後、本市の市長部局と教育委員会が連携し、総合的な放課後対策のあり方について協議を行い、児童育成クラブ及び放課後異年齢児交流促進事業の計画的な整備について検討を行います。

### ⑪妊婦健康診査

妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成をします。

#### ◆妊婦健康診査の量の見込み、確保方策

妊婦健康診査	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み（受診票配付件数：件）	1,460	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1人あたりの健診回数（回）	14	14	14	14	14	14
健診回数（受診人数×1人あたりの回数：回）	17,107	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000

※30、31年度の量の見込み等に見直しはありません

#### 確保方策の内容

実施場所：全国医療機関

実施時期：通年実施

実施体制：医療機関との委託契約

検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護受給者世帯の子どもが、特定教育・保育施設等の利用をする際に、必要とされる日用品・文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の補助を行います。

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して、保育士OB等の事業経験のある者を活用した巡回支援等（事業運営や事業実施に関する支援及び実地支援、相談助言等）を行います。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

### (1) 認定こども園の設置数、設置時期その他普及にかかる考え方

平成27年4月に明海地区に私立の幼保連携型認定こども園を新設するとともに、公立幼稚園8園（若草、みなみ、堀江、美浜南、美浜北、北部、舞浜、明海）を幼稚園型認定こども園へ移行しました。今後も公立幼稚園ならびに認可保育園を認定こども園へ移行するよう検討を進めます。

なお、私立幼稚園の特定教育・保育施設及び認定こども園への移行に関しては、継続的に運営事業者と協議を行い、認定こども園の普及に努めます。

また、地域の教育・保育に係る提供体制を確保するため、小規模保育園の進出を促し、卒園後の受け皿として特定教育・保育施設との連携を図るとともに、私立幼稚園の新制度への円滑な移行を図るため、市において窓口を設置・明示するなど、円滑な意思疎通を図るよう体制を確保していきます。

### (2) 幼稚園・保育園・小学校（幼・保・小）連携の取り組みの推進

浦安市では、就学前の子どもに対し、どの保育施設・教育施設に通園しても、同じように質の高い保育・教育を受けることができるよう、統一した指針として、平成21年9月に“浦安市就学前「保育・教育」指針”を策定しました。さらに、“浦安市教育ビジョン”とのつながりを明確にし、現場の声を活かした幼・保・小連携の実践的な内容を充実した改訂版を策定しました。本計画においても、この指針に基づいた幼・保・小連携の取り組みを推進します。

また、公立幼稚園（認定こども園含む）と公立保育園の園長、副園長と主任教諭が合同会議や合同研修会を実施しており、講師を招へいして今日的な課題について講義を通して共有し、課題解決に向けた討議を行い、共通理解を図る取り組みを行うとともに、保育士と幼稚園教諭は保育・教育の質の向上のための研修会に合同で参加するなど幼稚園（認定こども園含む）と保育園の連携を進めており、今後もこれらの取り組みを推進していきます。

## ＜任意記載事項＞

### 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

本計画の策定にあたり、平成25年と平成29年に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、本計画では計画期間である平成27年度から平成31年度までの特定教育・保育施設等に対する量の見込み及び確保方策を定めています。この5か年の量の見込み及び確保方策をもとに、産前・産後休業、育児休業明けの特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に向け、計画的な整備を実施するとともに、認可保育園等における保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を促進し、人材の確保を図ります。

さらに、地域の教育・保育に係る提供体制を確保するため、家庭的保育（保育ママ）の拡充や小規模保育施設の進出を促進し、保護者が利用を希望する際に、多様な選択ができる環境を整えます。

また、保護者が産後休業、育児休業後に利用する特定教育・保育施設等を事前に把握し、適切な選択ができるように、子育てハンドブックや子育てポータルサイト「MY浦安」などの情報媒体を活用した情報提供を行うとともに、妊娠後の子育てケアプラン作成時に、子育てケアマネジャーと保健師が、育児休業の取得期間や就労の有無に応じた休業明けの保育利用について、保護者に寄り添いながら今後の見通しを立てるなど、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等の円滑な利用へつなげます。

### 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

任意記載事項・項目6に記載している施策に関しては、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援であるため、千葉県が実施する施策と連携し、「千葉県子ども・子育て支援事業計画」の内容を踏まえ、本市の施策を推進します。

#### （1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待を未然に防ぐための子育て支援の推進や児童虐待の防止を目的とした「浦安市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待の早期発見を促すための保育士、教職員、児童福祉に携わる職員等に向けた研修会や市民向けの広報、啓発を行うとともに、子ども自身が児童虐待に気づき、自ら相談ができるよう小・中学校の児童、生徒に対して相談先の周知を図ります。

また、子育て相談や家庭児童相談等の相談事業に加え、保健師による保健指導、乳児家庭全戸訪問、母子保健推進員や産前・産後サポーターの訪問等を通じて、育児不安や育児ストレスがある家庭、特定妊婦、問題を抱えた家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業等の適切な支援を継続的に行います。

さらに、児童虐待を受けたと思われる児童とその保護者に対しては、要保護児童対策地域協議会による各関係機関との情報共有や児童相談所との連携強化により、各家庭の状況に応じた細やかな支援を継続して実施し、児童虐待の防止に努めます。

## (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の施行により、父子家庭に対する福祉の措置に関する規定が新設されました。こうした法改正を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活などの相談支援や自立に必要な指導・助言を行うとともに、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーの派遣を行います。

また、ひとり親家庭の自立促進を目的として、パソコン教室、就労支援講座の開催やハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別の自立支援プログラムを策定することに加え、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。

さらに、経済的負担の軽減を目的に、18歳未満の子ども及びその親が病院などで保険診療を受けた場合の医療費の一部助成や賃貸住宅に暮らすひとり親家庭への住宅手当の支給を行うほか、保育園の入園、児童育成クラブや子育て短期支援事業などの利用に優先的な配慮を図ります。

## (3) 障がい児支援の充実等

こども発達センターが児童発達支援センターの指定を受けたことで、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能を強化・拡充します。

幼稚園（認定こども園含む）、保育園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、小中学校の通常の学級及び特別支援学級においては、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を推進し、障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。また、市立小中学校、幼稚園（認定こども園含む）、保育園及び児童育成クラブにおける巡回訪問看護事業の検討委員会を設置し、訪問看護を常時必要とする在宅の障がいのある子どもを受け入れる体制を整えます。

さらに、計画相談等を通じたサポートファイルの活用や、発達障がいのある子どもへの支援事業である青少年サポート事業等を通じて、ライフステージを通じた途切れのない支援体制を推進していきます。

## 障がい児支援の量の見込み【浦安市障がい者福祉計画（平成30～32年度）より一部抜粋】

サービス名	内容	主な利用対象者像
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小中高校生で、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援をおこない、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所などを現在利用中または利用を予定している児童で当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童 ※平成30年度より、乳児院・児童養護施設に入所している児童も認められます。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前、障害児支援利用計画の作成を行います。	身体・知的・精神に障がいのある児童または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である児童
居宅訪問型児童発達支援 【平成30年度新規事業】	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与の支援を行います。	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

## 【量の見込み】（月間）

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	1,005	1,012	1,027
	実人数	136	137	139
医療型児童発達支援	人日	4	4	4
	実人数	2	2	2
放課後等デイサービス	人日	2,712	2,928	3,156
	実人数	226	244	263
保育所等訪問支援	回数	60	60	60
	実人数	5	5	5
障害児相談支援	実人数（年間）	454	487	521
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	実人数	0	0	0

## 7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

厚生労働省が定める「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つて健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならぬ。」とあります。

仕事と生活の調和の実現のためには、労働者が自らの仕事と生活の調和の在り方にについて考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指すとともに、企業側による業務の見直しや職場風土の改革等がより一層必要となります。

そのため、市民に向けた仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催、育児・介護休業制度に関する情報提供や啓発に加え、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。

企業に向けては、セミナー開催や意識啓発の実施を通して、労働者の仕事と生活の調和の実現に向けた環境醸成の推進を図ります。また、優良企業表彰制度を活用してワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を表彰し、その活動を支援する制度を検討します。

### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭の増加や多様化する働き方に応じて、特定教育・保育施設等の拡充やその他保育サービスの充実が求められています。こうした子育て家庭の意向を踏まえ、認可保育園の整備や認可外保育施設の認可保育園への移行、家庭的保育（保育ママ）をはじめとした地域型保育事業の拡充に加え、在園中に親が働き始めた場合も子どもが同じ園に通い続けられる特性を持ち、保護者や子どもにとって利用がしやすい幼保連携型認定こども園への移行の検討を行います。さらに、公立幼稚園のうち、預かり保育を実施する園を幼稚園型認定こども園に移行し、保護者の就労などにより家庭での保育が困難な園児を、幼稚園の教育時間の前後に保育を行います。

また、特定教育・保育施設等の拡充に加え、休日保育や認可保育園での早朝及び夕方の延長保育、病院や保育園に併設された施設での病後児保育、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の多様な保育サービスを提供し、その充実を図ります。

病児保育事業については、平成30年3月より病院併設型での実施を開始しました。